

地方税法施行規則の一部を改正する省令（記載要領）新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第6号様式記載要領</p> <p>1～17 略</p> <p>18 還付請求の「利子割額<sup>㉖</sup>」の欄は、<u>法第53条第40項</u>の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の9の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。</p>	<p>第6号様式記載要領</p> <p>1～17 略</p> <p>18 還付請求の「利子割額<sup>㉖</sup>」の欄は、<u>法第53条第41項</u>の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の9の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表3記載要領</p> <p>1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第24項の規定により法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、<u>第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書</u>に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、<u>第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書</u>に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3～5 略</p>	<p>第6号様式別表3記載要領</p> <p>1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第24項の規定により法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、第6号様式の申告書_____に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書_____に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3～5 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表3の2記載要領</p> <p>1 この明細書は、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が外国において課された外国の法人税等の額について法第53条第24項及び法第321条の8第24項の規定により法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、東京都に提出する<u>第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書</u>に添付すること。なお、この明細書は、第6号様式別表3に代えて使用して差し支えないものであること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、<u>第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書</u>に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3～5 略</p>	<p>第6号様式別表3の2記載要領</p> <p>1 この明細書は、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が外国において課された外国の法人税等の額について法第53条第24項及び法第321条の8第24項の規定により法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、東京都に提出する第6号様式の申告書_____に添付すること。なお、この明細書は、第6号様式別表3に代えて使用して差し支えないものであること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書_____に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3～5 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表4記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、<u>第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書</u>に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3～5 略</p>	<p>第6号様式別表4記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書_____に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3～5 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表4の2記載要領</p>	<p>第6号様式別表4の2記載要領</p>

1 略	1 略
2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。	2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書 _____ に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
3 略	3 略

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表4の4記載要領</p> <p>1 この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第26項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、<u>同条第39項</u>の規定により充当しようとするとき又は<u>同条第40項</u>の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3・4 略</p>	<p>第6号様式別表4の4記載要領</p> <p>1 この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第26項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、<u>同条第40項</u>の規定により充当しようとするとき又は<u>同条第41項</u>の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式の申告書 _____ に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書 _____ に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3・4 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表1記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 「㉓の金額を控除する前の所得㉔」及び「㉕、㉖—㉗又は㉘のうち最も少ない金額㉙」の欄 3(2)に掲げる法人法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>5 「㉕、㉖又は㉗のうち最も少ない金額㉙」及び「㉕、㉖—㉗又は㉘のうち最も少ない金額㉙」の欄は、法人が法人税法第59条第3項又は平成23年旧法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「㉕、」を抹消すること。</p> <p>6 略</p>	<p>第6号様式別表1記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 「㉓の金額を控除する前の所得㉔」及び「㉕、㉖ _____ 又は㉘のうち最も少ない金額㉙」の欄 3(2)に掲げる法人法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>5 「㉕、㉖ _____ 又は㉗のうち最も少ない金額㉙」の欄は、法人が法人税法第59条第3項又は平成23年旧法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「㉕、」を抹消すること。</p> <p>6 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第9号の2様式記載要領</p> <p>1 この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第26項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、<u>同条第39項</u>の規定により充当しようとするとき又は<u>同条第40項</u>の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3・4 略</p>	<p>第9号の2様式記載要領</p> <p>1 この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第26項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、<u>同条第40項</u>の規定により充当しようとするとき又は<u>同条第41項</u>の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式の申告書 _____ に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書 _____ に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3・4 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第10号の3様式記載要領</p> <p>1 この請求書は、法人の道府県民税又は事業税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項、第53条の2、第72条の33の2又は第72条の48の2第4項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。</p> <p>2～8 略</p>	<p>第10号の3様式記載要領</p> <p>1 この請求書は、法人の道府県民税又は事業税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項、第53条の2、第72条の33の2又は第72条の49第4項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。</p> <p>2～8 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第20号様式別表3記載要領</p> <p>1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の8第24項の規定により法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3・4 略</p>	<p>第20号様式別表3記載要領</p> <p>1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の8第24項の規定により法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、第20号様式の申告書_____に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書_____に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3・4 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第20号様式別表4記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3～5 略</p>	<p>第20号様式別表4記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書_____に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3～5 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第20号様式別表4の2記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 略</p>	<p>第20号様式別表4の2記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書_____に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 略</p>